

① 令和8年度 富士川町農業雇用労賃標準額

※ 今年度方針: 近隣市町の平均値から算出する

種 目	単 位	金 額	備 考
養 蚕	1日・8時間労働	9,500 円	
田 植	〃	9,500 円	
果 樹	〃	9,500 円	ジベ処理、摘蕾、摘果、剪定、収穫作業等
一般農作業	〃	9,500 円	

② 令和8年度 富士川町委託作業料標準額

※ 今年度方針: 近隣市町の平均値から算出する

種 目		単 位	金 額 (地形による割増可)				
			増穂地区 東部	増穂地区 西部 鰍沢地区	平林地区 穂積地区		
機 械 作 業	耕 起	荒起こし	10アール当たり	10,500 円	12,100 円	13,100 円	
		代かき	10アール当たり	11,300 円	12,400 円	13,600 円	
	田 植	機械田植	10アール当たり 育苗別	11,300 円	13,000 円	14,100 円	
	稲 刈 脱 穀	バインダー	10アール当たり	12,300 円	12,900 円	13,500 円	
		結束紐代含む。倒伏の状態により割増可。					
		ハーベスター	10アール当たり 結束機付		13,000 円		
	コンバイン	10アール当たり 乾燥・配達含む		33,000 円			
<p>機械使用分労賃にかかる消費税の計算方法は、次のとおりです。 (機械使用料－人件費) × 10% = 機械使用分労賃にかかる消費税</p>							

※ 各作業に賄いはなし。

※ 本表は標準的な額を示すものですので、双方で相談の上、作業の難易、圃場の条件、燃料及び物品価格の変動など条件を勘案して、額を決定してください。

※ 増穂地区については、県道42号(旧国道52号)を境とし、東側を東部、西側を西部とします。